

会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会		
開 催 日 時	平成30年7月26日（木）14時00分～15時20分		
開 催 場 所	山陽小野田市3階大会議室		
出 席 者	小野田赤十字在宅介護支援センター 山陽小野田市社会福祉協議会 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 高千帆苑在宅介護支援センター 山陽在宅介護支援センター 厚狭郡医師会 長寿園居宅介護支援事業所 小野田医師会 山陽小野田市民生児童委員協議会 サンライフ山陽在宅介護支援センター	川村優子 小柳朋治 篠原明子 末光容子 高木早苗+ 土屋直隆 西原まゆみ 萩田勝彦 村田和義 山高正義	
欠 席 者	小野田老人ホーム 糸永小夜子 特別養護老人ホーム長寿園 上村篤子	委員数 12人 出席者数 10人 欠席者数 2人	
事務担当課 及び職員	福祉部長 岩本良治 福祉部次長 桶谷一博 福祉部次長兼高齢福祉課長 兼本裕子 高齢福祉課技監 河野静恵 高齢福祉課長補佐 河田圭司 高齢福祉係長 古谷雅俊 地域包括支援センター所長 荒川智美 地域包括支援センター主任 伊藤比呂子		
会 議 次 第	1 辞令交付 2 福祉部長挨拶 3 会長及び副会長選出 4 議題 (1) 平成29年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告 (2) 認知症初期集中支援チーム活動報告 (3) その他 ・平成30年度委託契約事業所について		
会 議 結 果	1 について 福祉部長が辞令交付を行った。 2 について 福祉部長が挨拶を行った。 3 について 会長に萩田委員、副会長に村田委員が選出された。 会長及び副会長が挨拶を行った。		

4 (1)について

事務局が平成 29 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告を行った。

○意見・質疑

委員：総合事業の開始により対象者となった人はどのくらいか。

事務局：手元資料にないので確認する。

委員：相談件数の報告を見ると、各サブセンターによる件数のひらきがあるようだが、基準などはあるか。

事務局：基準はあるが、職員それぞれで認識の差があるのも否めないで、今後正しい実績を把握できるよう、見直しを図る。

委員：成年後見市長申立て件数が 7 件で、報酬助成が 4 件とのことだが、内訳としてはすべて市長申立てによるものか。

事務局：すべて市長申立てによるもの。

委員：成年後見人に対する報酬の額は、審判で決定されると思うが、被後見人の経済状況によってはその全額をまかなうことができない場合、報酬を助成する市の制度で差額を支給することが可能であるか。

事務局：低所得者が対象となっており、施設で 18,000 円、在宅で 28,000 円を上限としている。

委員：所得によっては、差額が支払われるということか。

事務局：要綱を確認後回答する。

委員：虐待の通報について。誰からの通報が多いのか。

事務局：ケアマネジャーからの通報が一番多い。自宅訪問やサービス事業所との連携などにより把握しやすい立場なのではないか。

委員：ケアマネジャーから困難事例の相談があると思うが、その場合の地域包括支援センターの関わりはどうか。

事務局：包括的・継続的ケアマネジメント支援業務において、ケアマネジャーの困難事例の相談や事例検討等を通じて支援を行っている。地域包括支援センターの職員がケアマネジャーに代わって支援をするというより、ケアマネジャーがより良い支援ができるように後方支援を行っている。ケアマネジャーは一人で抱え込んでいることも多いので、多職種で関われるような支援も行っている。

委員：地域ケア会議(事例検討部会)はケアマネジャーの資質向上にとっても有用であると思うが、現状は偏った参加者となっている。地域包括支援センターとして、参加していない事

業所への働きかけはどうか。

事務局：年度初めに居宅介護支援事業所へ、年間の予定表を配布し周知を図っている。また、提出事例については、参加の有無に関わらず順番に提出をしてもらっているのもので、その時には参加していただくことになる。参加することでケアマネジャー自身が良かった、と感じてもらうことで次の参加につながるのではないかと考えているが、それだけでは不十分であると思われるため、今後積極的に参加を働きかけたい。

承認は保留し次の議題へ。

4 (2)について

事務局が、認知症初期集中支援チームの活動報告を行った。

○意見・質疑

委員：認知症の相談は増加していると思うが、対応はできているか。

事務局：認知症の相談すべてを認知症初期集中支援チームの支援対象にするわけではなく、ケースごとに初期集中支援チームの対応か、通常の認知症の相談支援として地域包括支援センターの職員が対応するのかを決定している。

委員：ケースごとに医師と相談しているのか。

事務局：月に1度チーム員会議を実施しており、現在は認知症疾患医療センターへ出向いて会議を行い、対応方針を決定している。

4 (1)について

事務局：先ほどの成年被後見人に対する報酬の助成制度について。対象者を生活保護受給者、要保護者等としている。被後見人の財産、収支を確認した上で、必要と認められる方に、月額で、在宅の方は28,000円、施設入所の方は18,000円を上限に、報酬を助成するもので、状況によっては差額を支給することがある。

委員：了解した。

事務局：先ほどの総合事業の対象者数について。平成29年4月1日から平成30年3月31日までに総合事業対象者と決定されたのは282人おられた。

委員：利用率はどのくらいか。

事務局：利用率は把握していないが、サービスを希望する対象者

が利用できないという状況ではない。利用率等の状況については、次回の運営協議会で今年度の中間報告を行う予定であるので、併せて報告させていただきたい。

委員：総合事業が始まって、サービス事業所は足りているのか。

事務局：介護予防相当のサービスについてはほとんどの事業所が移行し指定を受けているが、緩和した基準の多様なサービスについては、十分とは言えない。特に、訪問型サービスについては、多様なサービスの指定事業所が2ヶ所と少ない状況だが、現時点でサービスが提供できないという状況ではない。

委員：地域包括支援センターの委託について、市の考えはどうか。

事務局：地域包括支援センターの委託については、検討事項と認識している。他市の状況を見ても、委託が増えていることは承知しているが、現時点での委託という方向性が決定しているわけではなく、あくまでも検討事項ということでご理解いただきたい。

拍手多数で承認された。

4(3)について

事務局が、平成30年度委託契約事業所の承認について説明を行った。

○意見・質疑 なし

拍手多数で承認された。

～ 閉会 ～